

仕様書

1 業務名

消防局庁舎環境衛生設備管理業務

2 対象施設

札幌市消防局（札幌市中央区南4条西10丁目）

【階数】 地下2階・地上8階建て

【延べ床面積】 8,503 m²（各階平面図は別図のとおり）

3 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 業務内容等

項目		回数	内容、備考等			
空気環境測定（6項目）		2か月以内ごとに1回 （同一測定点を1日2回）	浮遊粉塵、一酸化炭素、二酸化炭素、 温度、相対湿度、気流の測定			
給水管理	飲料水	残留塩素測定	7日以内ごとに1回	<ul style="list-style-type: none"> 給水栓末端で採水すること。 金属5項目は、初回の検査で水質基準に適合した場合は次回に限り省略可とする。 		
		省略不可11項目	6か月以内ごとに1回			
		金属5項目	1回（5月までに1回測定）			
		消毒副生成物12項目	1年以内ごとに1回			
	受水槽（二層式）の清掃		1年以内ごとに1回	<ul style="list-style-type: none"> 清掃前後に水質検査（残留塩素測定）をすること。 		
	給湯水	残留塩素測定	7日以内ごとに1回	<ul style="list-style-type: none"> 給水栓末端で採水すること。 金属5項目は、初回の検査で水質基準に適合した場合は次回に限り省略可とする。 		
		省略不可11項目	6か月以内ごとに1回			
		金属5項目	1回（5月までに1回測定）			
		消毒副生成物12項目	1年以内ごとに1回 （6～9月に実施）			
	雑用水	水質検査	残留塩素測定	7日以内ごとに1回	<ul style="list-style-type: none"> 給水栓末端で検査すること。 	
			PH値、臭気、外観			
			大腸菌群、濁度	2か月以内ごとに1回		
		井水槽の清掃		1年以内ごとに1回		<ul style="list-style-type: none"> 清掃前後に水質検査（残留塩素測定）をすること。
		消火水槽の清掃		1年以内ごとに1回		—
雨水槽の清掃		1年以内ごとに1回	—			
排水管理	排水設備の清掃	6か月以内ごとに1回	<ul style="list-style-type: none"> ガソリントラップ等の油分離槽2箇所（総容量：2.5 m³） 排水管（污水管）その他附属設備の総延長224m 汚水槽1箇所（容量：29 m³） 排水設備内の沈殿物等は、外部へ搬出して処理すること。 油分離槽、排水管（污水管）、集排水溝及び排水マンホールは高圧洗浄を行うこと。 			
ねずみ・こん虫等の防除		6か月以内ごとに1回	<ul style="list-style-type: none"> 作業箇所は施設内全体8,503 m²とする。 			

※期間中における検査実施時期は、別途調整する。

5 業務の実施計画等

受託者は、業務の実施にあたり事前に実施計画書を作成して委託者の承認を得ること。また、業務は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等の関連法令に基づき行うこととし、業務開始時に建築物環境衛生管理技術者を選任し委託者へ提出すること。

6 結果報告

受託者は、業務終了後、速やかに業務報告書（必要に応じて作業状況及び現場状況がわかる写真を添付）を提出すること。

7 費用の請求等

当業務の支払いは年 12 回とし、完了届の提出後、委託者が実施する検査に合格した日以降、本市指定の請求書により請求することとし、支払いについては、適正な請求を受けた日から 30 日以内に支払うものとする。

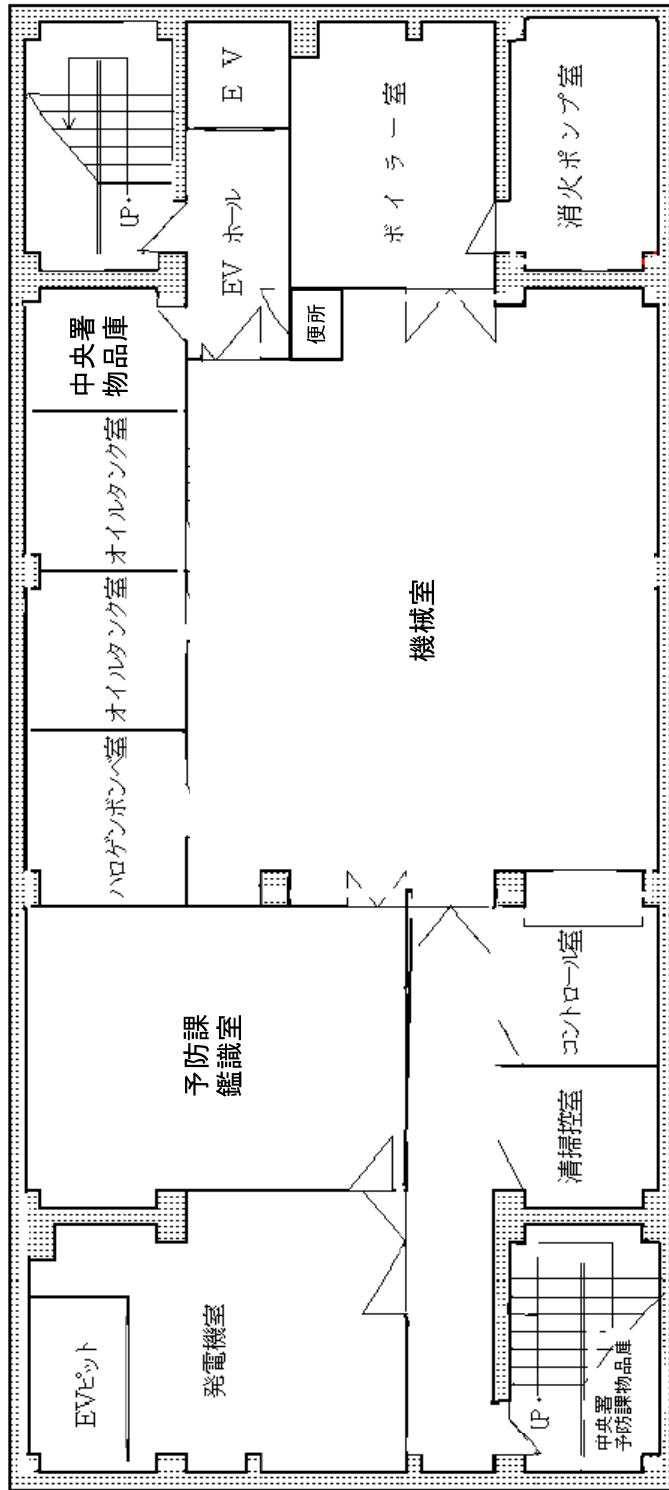
8 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、業務員の事故防止に十分注意するとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負うこと。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除いて受託者の負担とすること。
- (3) 保守に必要な消耗部品、材料（防そ防虫網等）及び油脂等は、特記がない限り受託者の負担とすること。
- (4) 清掃に必要な資機材は受託者の負担とし、必要に応じて整備・取替等を行うこと。
- (5) 各種清掃により生じた汚泥のうち産業廃棄物に該当するものについては、水切りのうえポリ袋に入れるなどして委託者に適切に引き継ぐこと。
- (6) 本業務の履行においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (7) 受託者は、業務従事者に清潔な服装を着用させ、胸部に名札を付けさせること。
- (8) 札幌市消防局庁舎管理要綱第 22 条の規定に基づき、「常駐業者等の通知書」（別記様式）を業務の履行開始日の前日までに提出すること。
- (9) 業務従事者は、新型コロナウイルス感染症をはじめとする、感染症への感染拡大防止策（マスクの着用、手指の消毒等）の徹底に努めること。また、業務を実施する際は、必要最低限の人員とすること。
- (10) 本仕様書に定めがない事項は、双方協議のうえ、これを決定する。

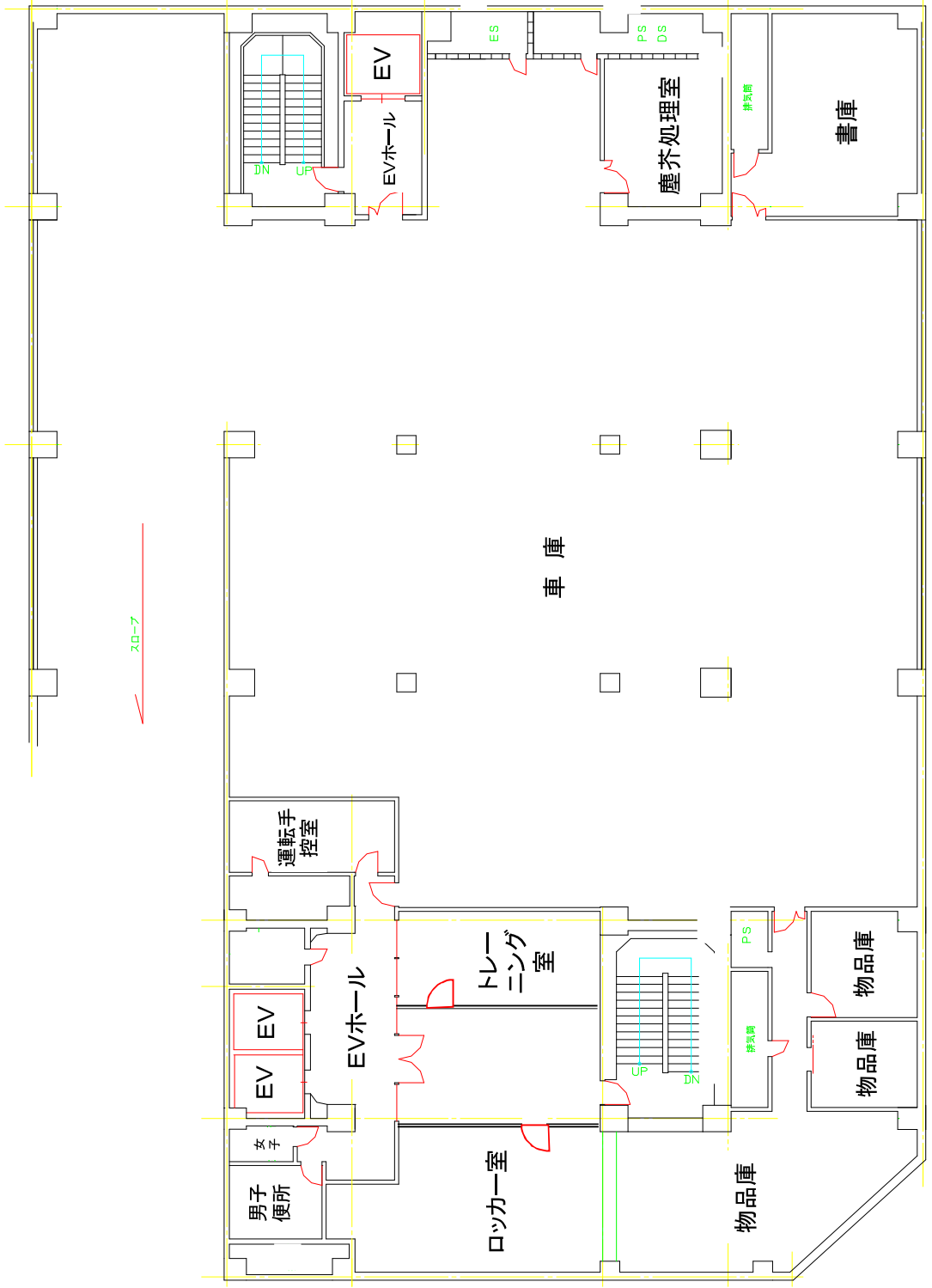
9 発注担当

札幌市消防局総務部総務課 TEL 011-215-2010

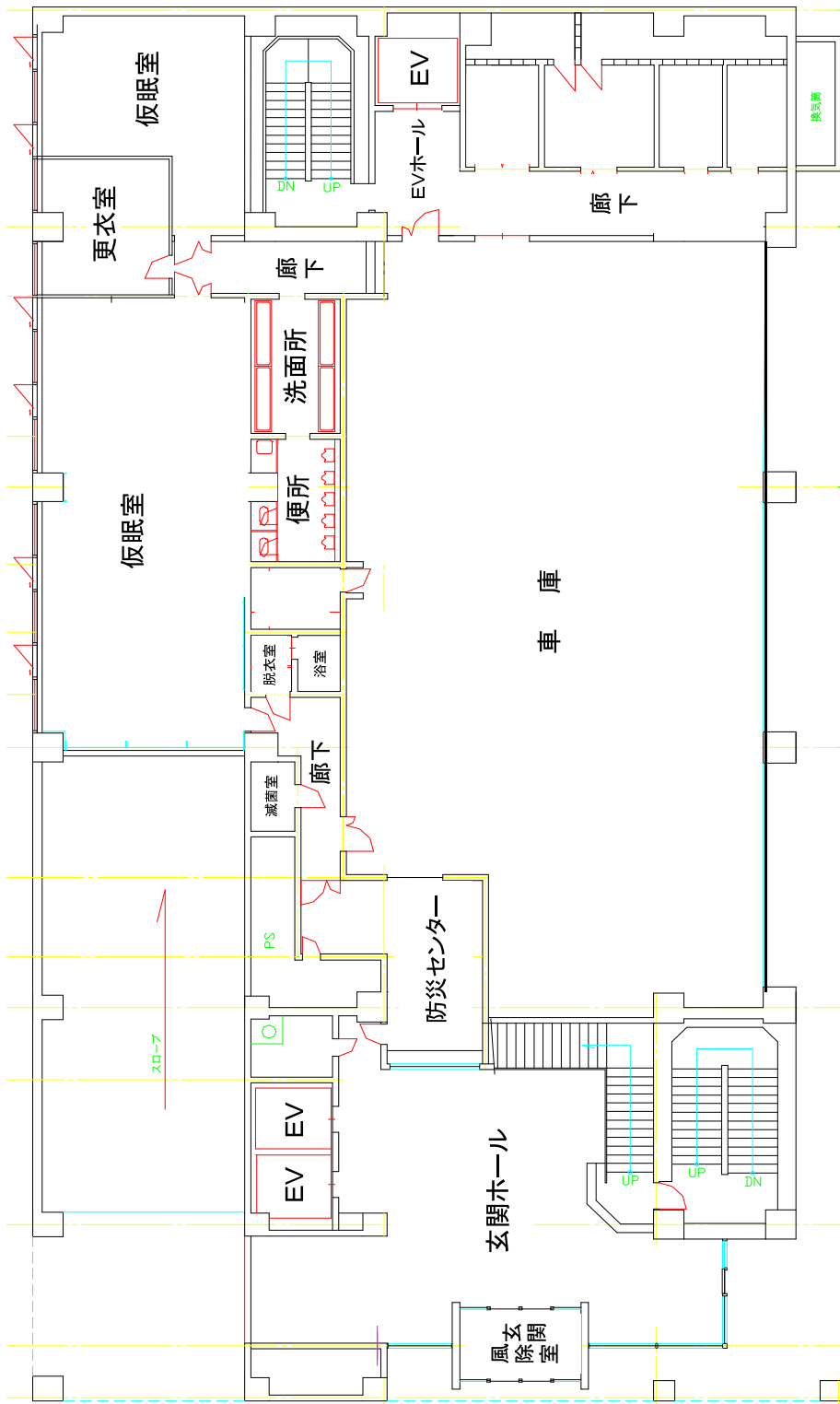
<地下2階>



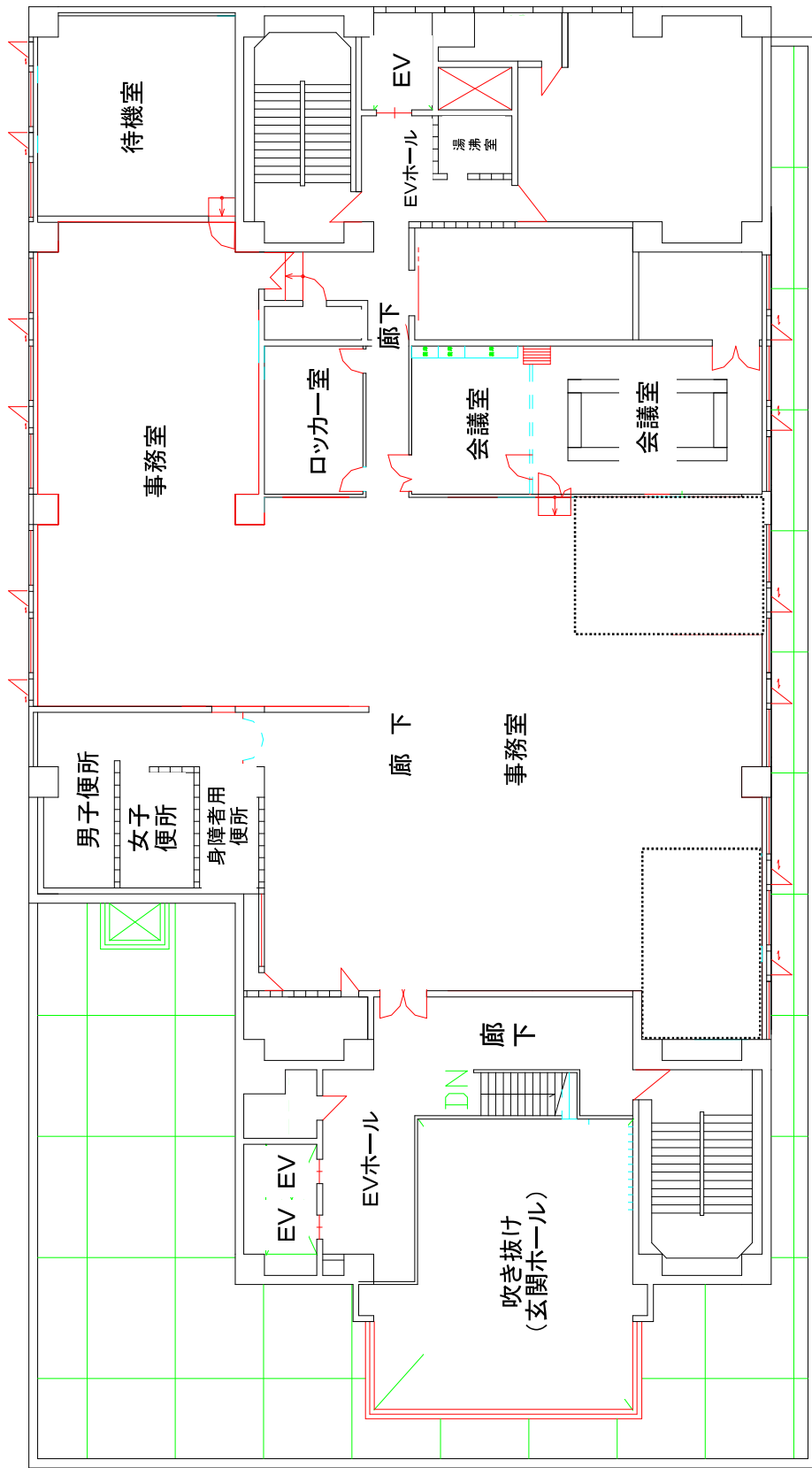
<地下1階>



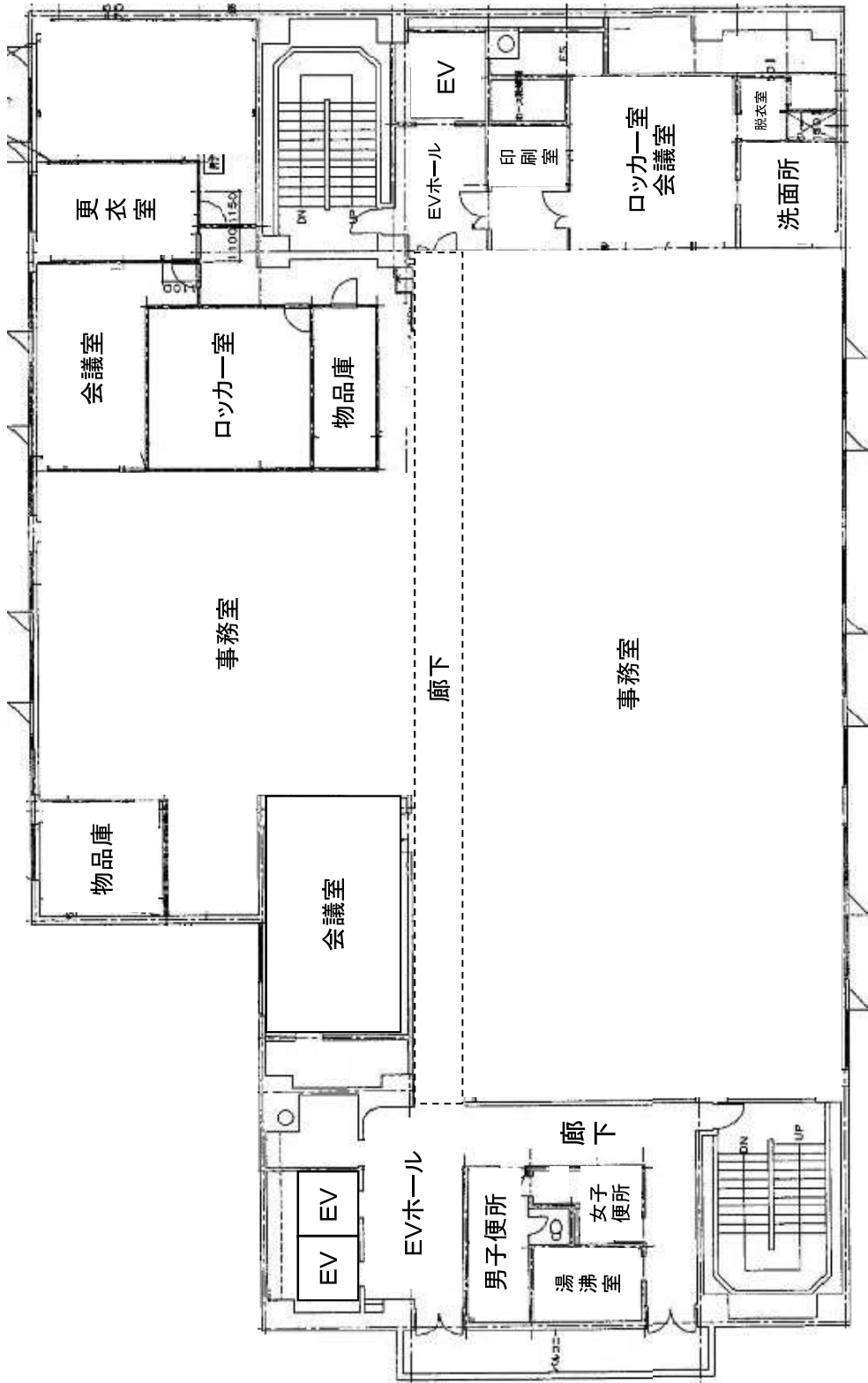
< 1 階 >



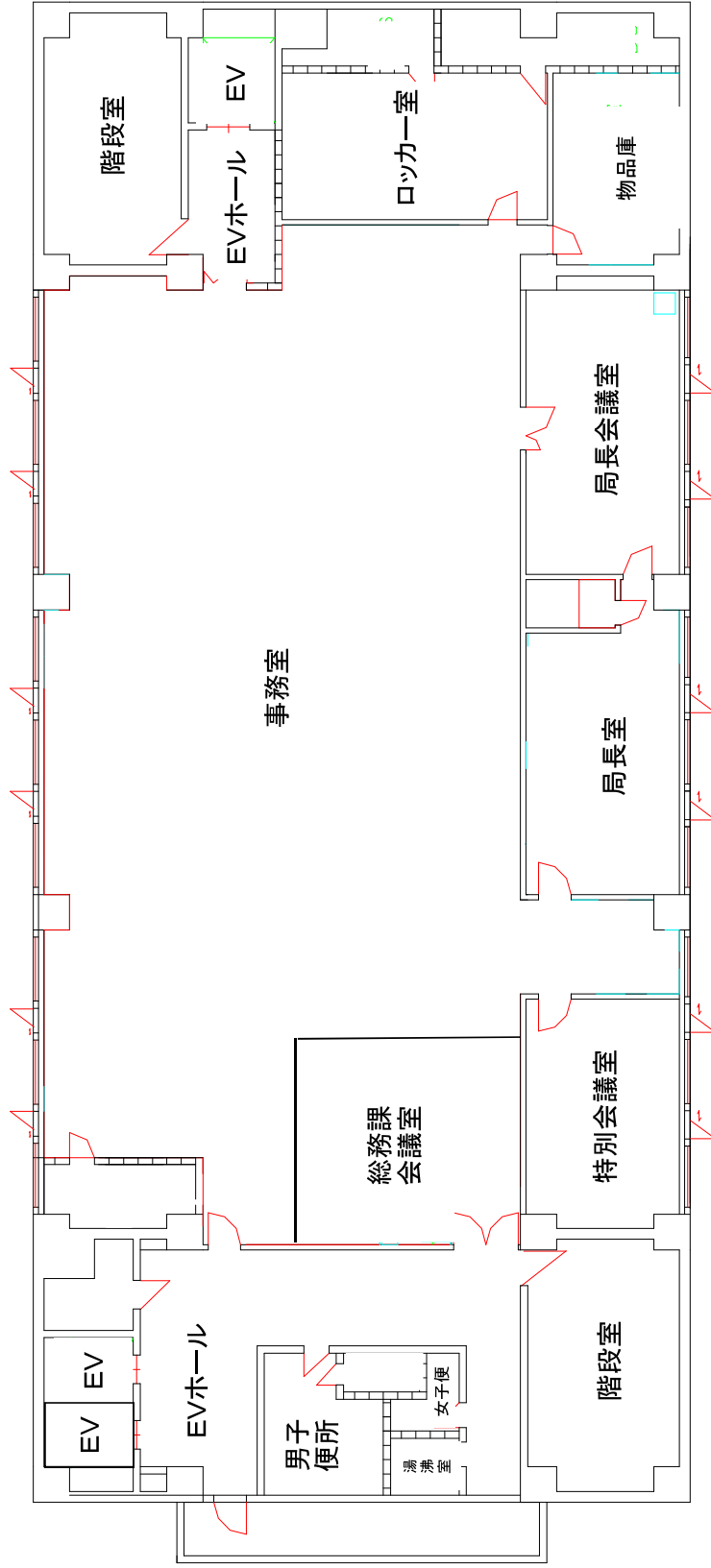
< 2 階 >



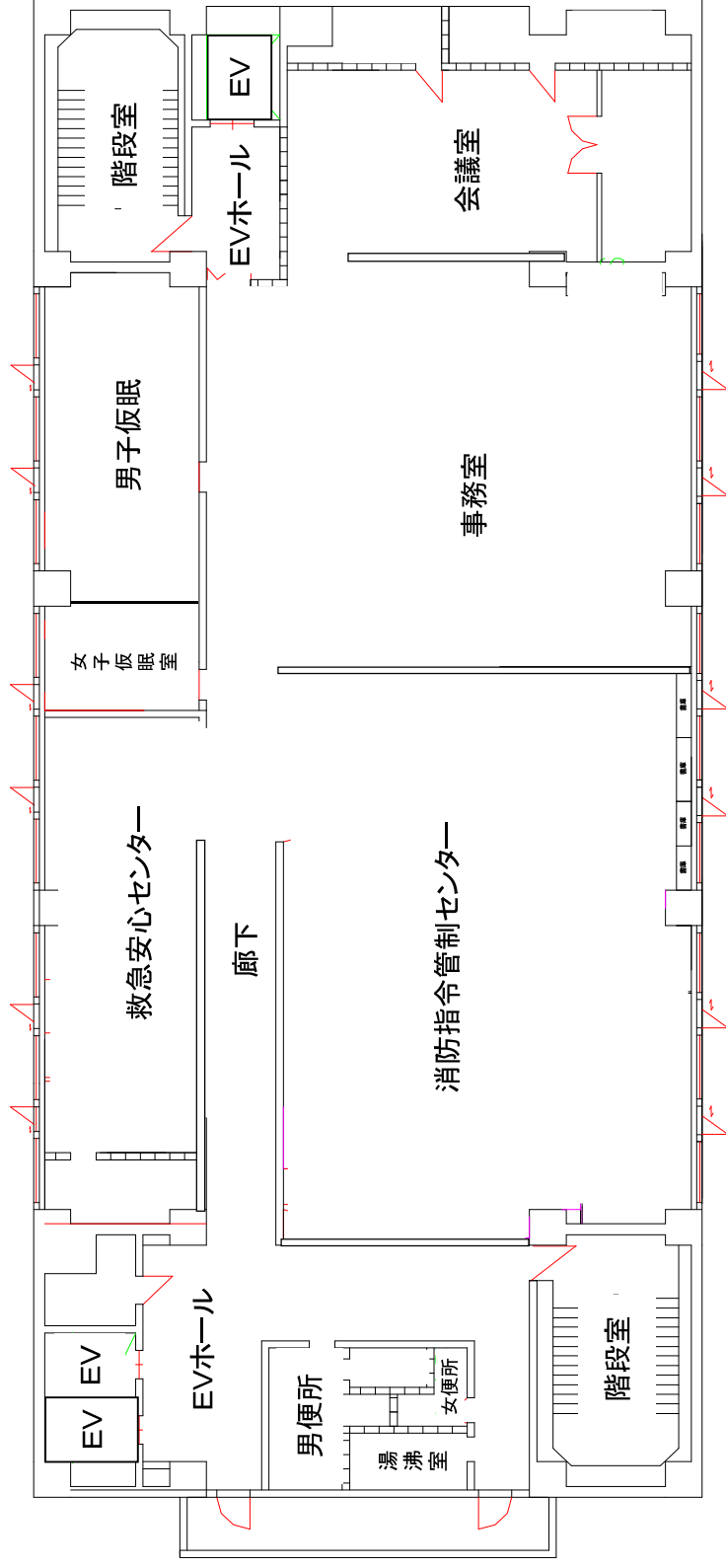
< 3 階 >



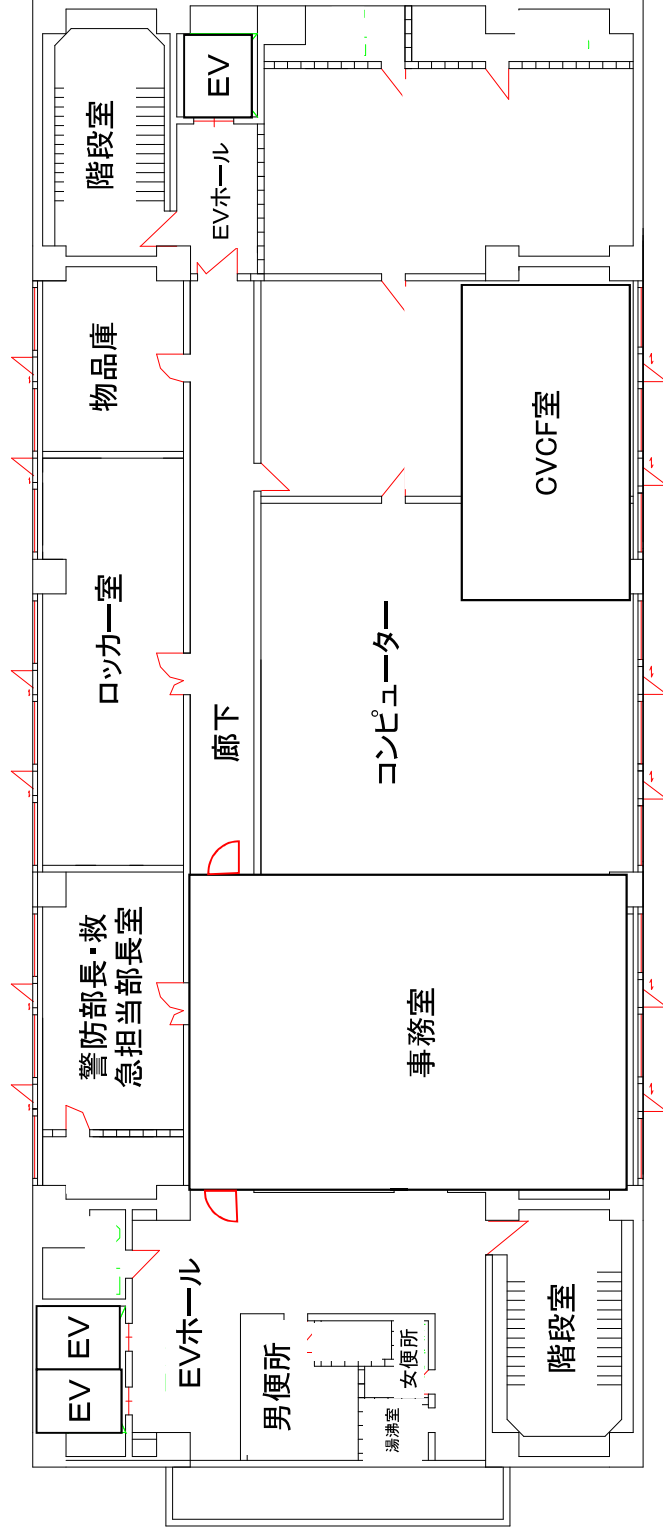
< 4 階 >



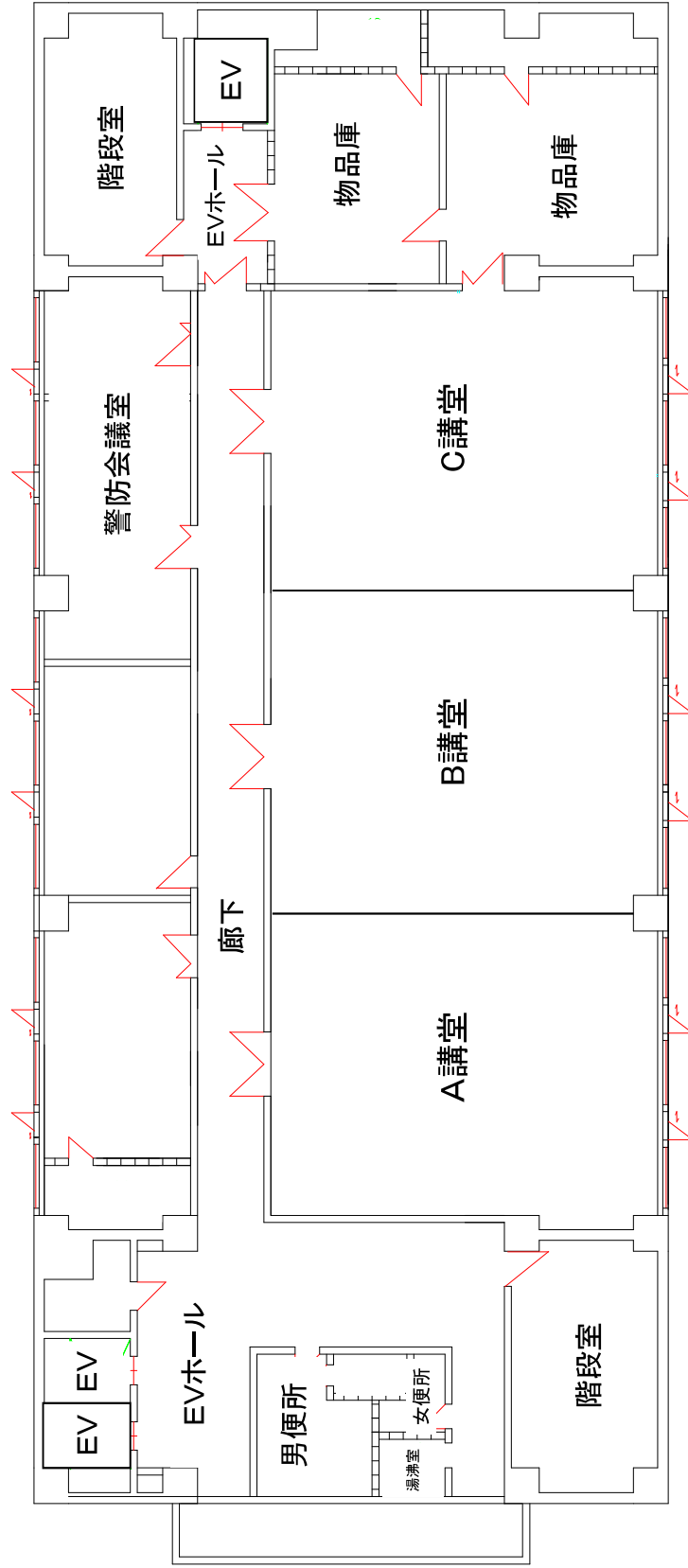
< 5 階 >



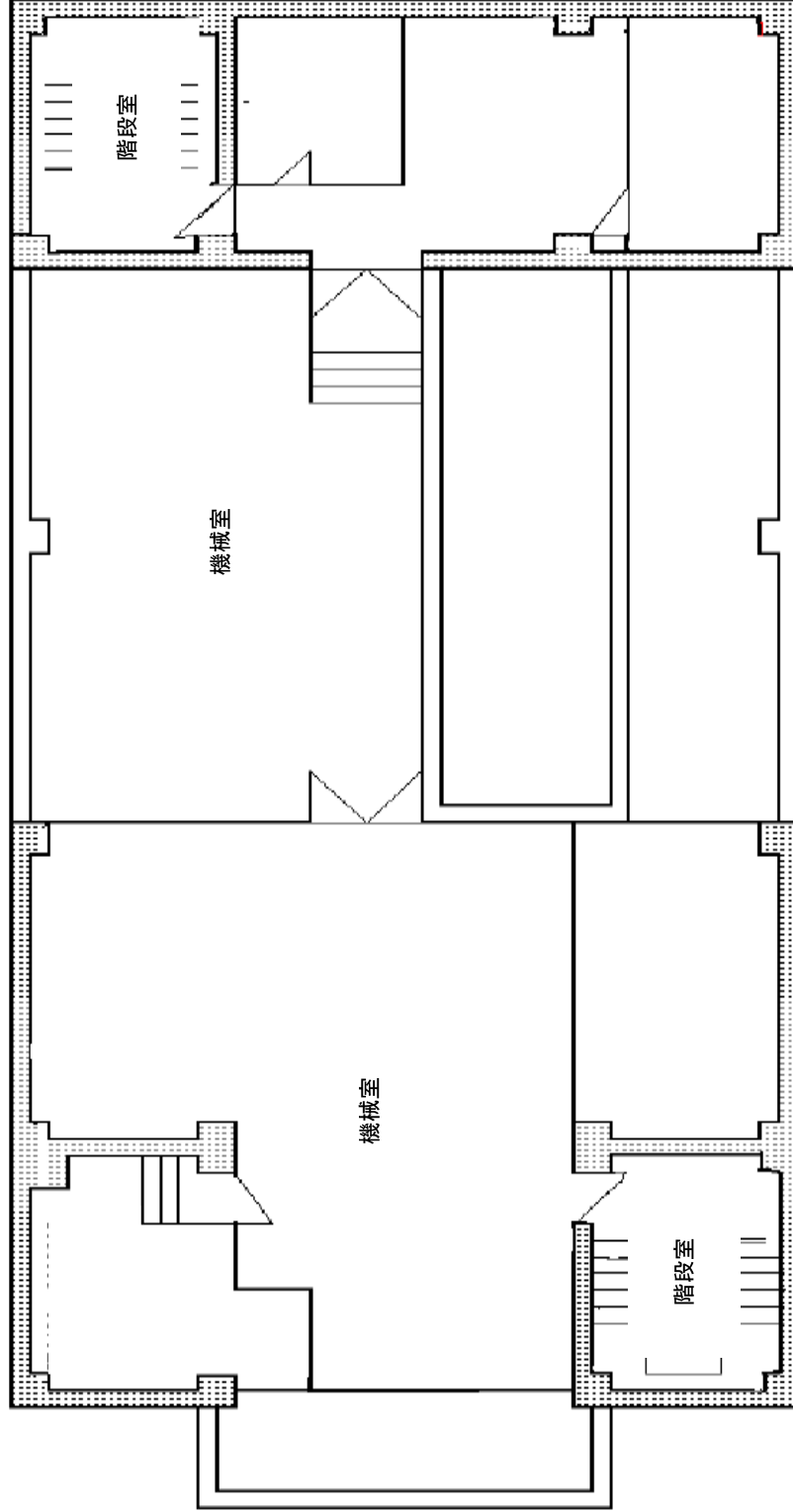
< 6 階 >



< 7 階 >



< 8 階 >



令和 年 月 日

庁舎管理責任者 様

(住所)
(商号又は名称)
(体表者氏名)

常駐業者等の通知書

会社名・所在・電話	(フリガナ) 氏名	生年月日	業務内容及び期間

※ 常駐業者等とは、札幌市消防局庁舎において、昼夜にわたって勤務する業者（常駐業者）及び概ね月10回以上出入りする業者（常駐出入り業者）をいう。